

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 8 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例（令和 3 年鴨川市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(失効)

2 この条例は、令和 7 年 3 月 12 日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。